

12月の無料相談

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 9日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	14日(火)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士)予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	15日(水)	13:00~16:00 広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~16:30 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員) (弁護士)予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	13日(月)	10:00~12:00 土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医)予約制
精神クリニック	10日(金)・17日(金)	14:00~16:00 土浦保健所(☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師)予約制、1日2件まで
	20日(月)	10:00~12:00	

女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~16:00	男女共同参画センター ☎827-1107 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブル など(専門カウンセラー)予約制	
	11日(土)	10:00~15:00			
法律相談	16日(木)	13:30~15:30			法律が関係する困りごと (女性弁護士)予約制
法律関連一般相談	10日(金)・24日(金)	13:00~16:00			法的な手続きについてなど (専門相談員)予約制
一般相談(外国人相談を含む)	10日(金)・24日(金)	13:00~16:00	仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻く さまざまな悩みごと(専門相談員)予約制		
DVヘルプライン(電話相談)	16日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力な どの悩みに関すること	

床下換気扇が設置してある家庭を狙った
悪質な点検商法にご注意！！

消費生活センターから

☎ 823-3928

◆事例 突然自宅に作業服の見知らぬ男2人が訪れ、「床下換気扇からのボヤがあるので、点検に来た」と言われた。

床下をのぞいたり、スイッチを見たりして写真などを撮った後、「この型式はボヤの心配はないが、悪質業者と契約して購入したものだから、取り外して全額返金することができる。ただし、弁護士費用がかかるので、代金の1割を支払ってもらいたい」と言われた。

設置したのがかなり前のことなので、いくら支払ったか全く覚えていなかったが、526,000円を支払っているはずだと言われた。

2週間後に換気扇を取り外し526,000円を返金するので、前払いで52,000円を支払うように言われ、お金を渡してしまった。

名刺と領収証を置いていったが、記載された電話番号にかけてみると、使われていないというアナウンスが流れる。詐欺ではないか。

♣️アドバイス 最近、このように過去の被害を救済すると言って、新たな契約をさせる二次被害が多くなっています。今回の事例は、警察に被害届を出しましたが、被害金額を回収するのは難しい状態です。

このような点検商法のほかにも、未公開株や投資の被害救済を装ったものなどがありますので注意が必要です。

被害に遭わないためには、

①業者の話をうのみにしない

②その場で契約したり、お金を渡したりしないことを心がけましょう。